

確 約 書

株式会社Ararik（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第42条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式1,226,500株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲

東京都渋谷区代官山町17番1号
株式会社Ararik
代表取締役 宮瀬

署名者:

代表取締役 宮瀬卓也

F2406A8EF3154AD...

乙

東京都港区西麻布三丁目3番1号
マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役 高崎

署名者:

マーチャント・バンカーズ株式会社

2A71B9B6A4B049A...

確 約 書

中田 匡紀（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式124,900株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲 三重県津市島崎町72番地1102

中田 中田 匡紀

965A2D8BD4E5477...

乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号

マーチャント・バンカーズ株式会社

代表取締役

高崎 正年

マーチャント・バンカーズ株式会社

2A71B9B6A4B049A...

確 約 書

齋藤 徳明（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式46,800株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲 東京都目黒区目黒本町四丁目9番4号

齋藤 徳明

8D5D4599C5404A9...

乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号

マーチャント・バンカーズ株式会社

代表取締役

高崎 正年

マーチャント・バンカーズ株式会社

2A71B9B6A4B049A...

確 約 書

山央ファイナンス合同会社（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式23,400株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲 東京都目黒区中町一丁目26番22号

山央ファイナンス合同会社

代表社員 大塚 泰真

山央ファイナンス合同会社

9088B1DB803247F...

乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号

マーチャント・バンカーズ株式会社

代表取締役 高崎 正年

マーチャント・バンカーズ株式会社

2A71B9B6A4B049A...

確 約 書

中田 奈緒美（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式23,400株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲 三重県津市島崎町72番地804

中田 奈緒美

0E9763274FBC45A...

乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号

マーチャント・バンカーズ株式会社

代表取締役 高嶋 正年

マーチャント・バンカーズ株式会社

2A71B9B6A4B049A...

確 約 書

株式会社ファブリス（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第42条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式15,600株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲 東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ファブリス
代表取締役 **株式会社 ファブリス**
C99E919D5F6B49F...

乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号
マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役 **マーチャント・バンカーズ株式会社**
2A71B9B6A4B049A...

確 約 書

高橋 俊雄（以下「甲」という。）及びマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2026年7月9日割当予定の乙株式15,600株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2026年7月9日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有し、あるいは、本確約書の電磁的記録を作成し、甲乙各自電子署名の上、その電磁的記録を保有する。

以 上

2026年6月29日

甲 東京都大田区田園調布一丁目43番5号

高橋 俊雄

9B3AE2FE92014F2...

乙 東京都港区西麻布三丁目3番1号

マーチャント・バンカーズ株式会社

代表取締役 高崎 正幸

マーチャント・バンカーズ株式会社

2A71B9B6A4B049A...